

地方財政審議会付議（説明）案件

令和8年2月20日（金）

（案件名）

令和7年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 石田 渉

（内23511）

令和7年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和7年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

10,175億円(令和7年11月～令和8年1月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)

- ・前年度2月期比 +744億円(+7.9%)
- ・本年度譲与累計額 25,722億円
(参考)前年度比 +852億円(+3.4%)

4 譲与日

令和8年2月27日(金)

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和6年度譲与実績	24,870億円
令和7年度地財計画	23,470億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総税企第 号
令和8年2月27日

各都道府県知事 殿

総務大臣
(公印省略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第31条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和8年2月27日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和7年度2月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	46,376,353
青森	10,988,980
岩手	10,745,320
宮城	20,433,696
秋田	8,517,031
山形	9,480,355
福島	16,271,997
茨城	25,449,042
栃木	17,159,595
群馬	17,212,534
埼玉	65,195,900
千叶	55,784,267
東京	22,488,869
神奈川	81,995,304
新潟	19,539,619
富山	9,185,539
石川	10,052,881
福井	6,807,069
山梨	7,189,744
長野	18,179,195
岐阜	17,564,328
静岡	32,250,164
愛知	66,950,343
三重	15,713,682
滋賀	12,547,927
京都	22,884,422
大阪	78,447,824
兵庫	48,510,160
奈良	11,756,701
和歌山	8,189,328
鳥取	4,912,324
島根	5,957,258
岡山	16,762,690
広島	24,851,590
山口	11,912,803
徳島	6,387,174
香川	8,434,853
愛媛	11,848,733
高知	6,138,348
福岡	45,582,792
佐賀	7,202,775
長門	11,648,798
熊本	15,430,051
大分	9,975,886
宮崎	9,494,105
鹿児島	14,098,174
沖縄	13,026,105
合計	1,017,532,628

(参考) 令和7年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：20,697億円

2月期譲与額（譲与制限後）：225億円（令和7年度累計 716億円）

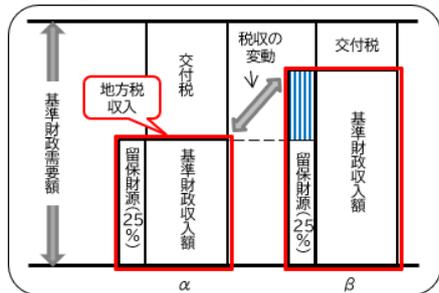
2月期譲与制限額：908億円（令和7年度累計 2,148億円）

※ 譲与制限がない場合の2月期譲与額 225+908=約1,133億円
年間譲与額 716+2,148=約2,864億円

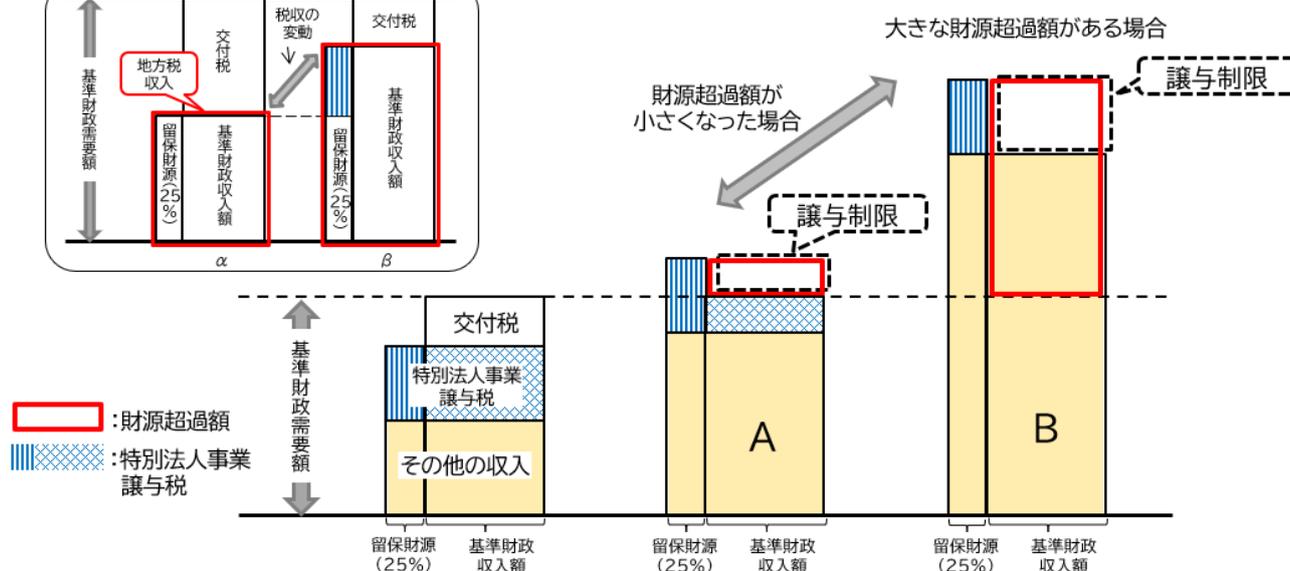
適切な偏在是正効果実現のための方策

- 地方税の充実確保の要請と調和を図るため、一部国税化の規模を抑えつつ、譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現することが必要。
- そのため、交付団体における地方交付税制度による財政調整との連続性・均衡も考慮の上、不交付団体に対する譲与制限の仕組みを以下のとおり設けることとする。
 - ・ 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
 - ・ 財源超過額が小さくなった場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>



(※) 財源超過額は、譲与制限をかける前のもの。 (※) 譲与制限した額は、譲与制限団体以外の団体に対し、譲与基準に基づき譲与。